

I-3 保育に関する法令

児童福祉法と児童福祉施設設備運営基準

保 原 H25問18 H23問1 H22問1* H21問1* *法令改正前の内容を含む

問 次の文は、「児童福祉法」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）についての記述である。適切な記述を一つ選びなさい。

- 1 「児童福祉法」には、保育所は、保護者に対してのみ保育に関し情報の提供を行うことに努めることが定められている。
- 2 「児童福祉法」には、保育所の保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じたり助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないとされている。
- 3 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」では、保育所における保育時間は、1日につき11時間を原則としているが、保護者の労働時間や家庭の状況等を考慮して、都道府県が定めることとなっている。
- 4 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」には、保育所の設備の基準が記されており、2歳以上の幼児を入所させる保育所には、職員室、保育室、遊戯室、保健室、屋外遊戯室、給食施設、職員休憩室、便所を設けなければならないことが規定されている。
- 5 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」には、保育所には、保育士、看護師、嘱託医及び調理員を置かなければならないと定められている。(H25問18)

問題のポイント

「児童福祉法」、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（以下「児童福祉施設設備運営基準」という）は、**P.21に掲げた条文を必ず覚えよう。**

解説

- [1] 保護者に限らず、**地域の住民に対して情報の提供**を行うよう定めている。
 [2] 正しい。[3] 保育時間は、**1日8時間**を原則とし、保育所の長がこれを定めるとしている。[4] 保育室または遊戯室、屋外遊戯場、調理室および便所を設けるよう規定されている。[5] 看護師は含まれない。 **【正解】2**

ここだけ丸暗記!

■保育所に関する「児童福祉法」の重要な条項

保育の実施 (第24条 第1項)	市町村は、保護者の労働又は疾病その他の(中略)事由により、その監護すべき 乳児、幼児 又は(中略) 児童の保育に欠ける ところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を 保育所 において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、 家庭的保育事業 (保育士など市町村長が認めた者の居宅等で乳幼児の保育を行う事業)による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない
保育所の 情報提供等 (第48条の3)	① 保育所 は、当該保育所が主として利用される 地域の住民 に対してその行う保育に関し 情報の提供 を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する 相談 に応じ、及び 助言 を行うよう努めなければならない ②保育所に勤務する 保育士 は、乳児、幼児等の 保育に関する相談 に応じ、及び 助言 を行うために必要な 知識 及び 技能 の修得、維持及び向上に努めなければならない

■保育所に関する「児童福祉施設設備運営基準」の重要な条項

設備の基準 (第32条)	・乳児又は 満2歳未満 の幼児を入所させる保育所 ⇒ 乳児室 または ほふく室 、 医務室 、調理室、便所 ・ 満2歳以上 の幼児を入所させる保育所 ⇒ 保育室 または 遊戯室 、 屋外遊戯場 、調理室、便所
職員 (第33条)	保育所には、 保育士 、 嘱託医 及び 調理員 を置かなければならない(調理業務の全部を委託する施設では、調理員は不要)
保育時間 (第34条)	1日 8時間 を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して 保育所長 が定める
保育の内容 (第35条)	養護 及び 教育 を 一体的 に行うことをその特性とし、その内容については 厚生労働大臣 が定める

※「児童福祉施設設備運営基準」→第3章社会的養護P.61

チャレンジ×問題

解答・解説はP.40

- Q1** 「児童福祉施設設備運営基準」では、保育所における保育の内容は、各保育所で独自に定めるものとしている。
- Q2** 「児童福祉法」では、市町村は、保育所における保育のほか、やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育その他の適切な保護をしなければならないとしている。